

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案参照条文

第一章 会計検査院関係

○ 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第二十四条 会計検査院の検査を受けるものは、会計検査院の定める計算証明の規程により、常時に、計算書及び証拠書類を、会計検査院に提出しなければならない。

② 国が所有し又は保管する現金、物品及び有価証券の受払については、前項の計算書及び証拠書類に代えて、会計検査院の指定する他の書類を会計検査院に提出することができる。

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。

第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。

一（略）

二 国の収入支出の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との不符合の有無

三（略）

第三十一条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求することができる。

② 前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第二十六条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する。

第三十二条（略）

②（略）

⑤ 会計検査院は、第一項又は第二項の規定により出納職員又は物品管理職員の弁償責任がないと検定した場合においても、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等によりその検定が不当であることを発見したときは五年間を限り再検定をすることができる。前二項の規定はこの場合に、これを準用する。

第二章 内閣府関係

○ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二十七条の三十の二 この章において「開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章におい

て同じ。）」と、第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第七条（第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十條第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の三第一項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の七第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（同項後段を除き、第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の十第一項（同項後段を除き、同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第一項若しくは第二項、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項から第四項まで（同項後段を除き、これらの規定を第二十七条の十第二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第一項、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）又は第四條第五項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十七条の五第二号、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九條第一項（同項後段を除く。）若しくは第十條第一項（同項後段を除く。）」の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）を行う者の使用に係る入出力装置並びに証券取引所及び政令で定める証券業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二十七条の三十の三 電子開示手続を行う者は、政令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

② 任意電子開示手続を行う者は、政令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使用して行うことができる。

③ 前二項の規定により行われた電子開示手続又は任意電子開示手続は、前条の電子計算機に備えられたファイル（以下この章において単に「ファイル」という。）への記録がされた時に内閣府に到達したものとみなす。

④ 第一項又は第二項の規定により行われた電子開示手続又は任意電子開示手続については、これらの手続を文書をもつて行うものとして規定した

この法律又はこの法律に基づく命令（以下この項において「証券取引法令」という。）の規定に規定する文書をもつて行われたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

第二十七条の三十の七 内閣総理大臣は、電子開示手続又は任意電子開示手続が開示用電子情報処理組織を使用して行われた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続が行われた場合を含む。）には、第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第一項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これらの規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項（第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

第六十四条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

一 第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

②（略）

③ 第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び住所

ロ 所属する営業所の名称

ハ 役員又は使用人の別

ニ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた証券会社又は登録金融機関及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行った期間

④ 前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

⑤・⑥（略）

第六十四条の四 証券会社は、第六十四条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたとき

は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第六十四条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。

二・三 (略)

○ 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）（抄）

（品触）

第二十一条 警視總監、道府県警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、質屋に対して、ぞう物の品触を発することができる。

2 質屋は、前項の品触を受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 質屋は、品触を受けた日にその物を質物若しくは流質物として所持していたとき、又は前項の期間内に品触に相当する質物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とする。

2 特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣とする。

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六条第三項及び第四十四条第二項を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあつた年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一（四）（略）

2 (略)

3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号口及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(定款の変更)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 定款の変更（第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）並びに同項第八号及び第十三号に掲げる事項に係るもの（第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。）を除く。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条第二項及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 (略)

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 (略)

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎年一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等につ

いて閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一、二 (略)

三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

四、七 (略)

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 (略)

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 (略)

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項の規定は、前項の登記をした場合について準用する。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができるとき又は三年以上にわたつて第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経なくても、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(情報の提供)

第四十四条 内閣総理大臣は、第九条第二項の特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事に対し、第二十九条第二項の閲覧に係る書類の写し(この項の規定により既に送付したものを除く。)を送付しなければならない。

2 (略)

3 都道府県の知事は、条例で定めるところにより、第一項の規定により送付を受けた書類の写しを閲覧させることができる。

○ 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号)(抄)

附 則

第六条 電子開示手続のうち新証券取引法第七条(第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合に限る。)、第九条第一項(同項後段を除き、第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合に限る。)、第十条第一項(同項後段を除き、第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合に限る。)、第二十三条の三第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))又は第二十五条第四項(同条第一項第四号から第六号までに掲げる書類に係るものに限るものとし、第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による手続(以下「流通開示手続」という。)を行う者は、平成十三年六月一日から平成十六年五月三十一日までの間は、政令で定めるところにより、新証券取引法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織(第三項及び次条において「開示用電子情報処理組織」という。))を使用して行うことができる。この場合において、新証券取引法第二十七条の三十の二の電子計算機に備えられたファイル(第四項において単に「ファイル」という。))への記録がされた時に内閣府に到達したものとみなす。

2 前項の規定により行われた流通開示手続については、当該流通開示手続を文書をもって行うものとして規定した新証券取引法又はこれに基づく命令(以下この項において「新証券取引法令」という。))の規定に規定する文書をもって行われたものとみなして、新証券取引法令の規定を適用する。

3 第一項前段の規定により開示用電子情報処理組織を使用して流通開示手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により開示用電子情報処理組織を使用して当該流通開示手続を行うことができない場合には、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を得て、開示用電子情報処理組織の使用に代えて、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項及び次条において同じ。）の提出によりその流通開示手続を行うことができる。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により流通開示手続が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、直ちに、内閣府令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。この場合において、ファイルへの記録がされた時に内閣府に到達したものとみなす。

5 第二項の規定は、前二項の規定により行われた流通開示手続について準用する。

○ 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）（抄）

（品触れ）

第十九条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、必要があると認めるときは、古物商又は古物市場主に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物（以下「盗品等」という。）の品触れを書面により発することができ、

2 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 警察本部長等は、第一項の品触れを、書面により発することに代えて、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国家公安委員会規則で定めるものにより発することができる。

4 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る電磁的方法による記録を到達の日から六月間保存しなければならない。

5 古物商は、品触れを受けた日にその古物を所持していたとき、又は第二項若しくは前項の期間内に品触れに相当する古物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

6 古物市場主は、第二項又は第四項に規定する期間内に、品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

第三章 総務省関係

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 (略)

②⑧ (略)

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて国においてその適正な処理を得に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪⑰ (略)

○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

（電子情報処理組織による特定通知等）

第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であつて政令で定めるもの（以下「特定通知等」という。）については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特許等関係法令の規定によりその特定通知等を書類の送達により行うものとされている場合において、当該特定通知等の相手方が、送達を受ける旨の経済産業省令で定める方式による表示をしないときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務は特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が取り扱うものとする。

3 第一項の規定により行われた特定通知等は、第二条第一項の手続をする者又はその者の代理人の使用に係る入出力装置（特許庁の使用に係るものを除く。）に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定通知等の相手方に到達したものとみなす。

4 第一項の規定により行われた特定通知等については、当該特定通知等を手続に係る書面の副本、処分に係る文書の謄本その他の書類の送達等（送達又は送付をいう。以下同じ。）により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書類の送達等により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

5 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、特許法第百九十条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用してファイルに記録しなければならない。

○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（送達実施機関）

第九十九条 送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によってする。

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする公務員とする。

（交付送達原則）

第一百条 送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

（送達場所）

第一百三條 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に對する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達するのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

（出会送達）

第一百五條 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に對する送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかな者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

（補充送達及び差置送達）

第一百六條 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が郵便局において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第百四條第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、

第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

(外国における送達)

第百八条 外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする。

(送達報告書)

第百九条 送達をした公務員は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

(通報及び閲覧等)

第二十九条 (略)

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

3 (略)

(在外選挙人名簿の修正等に関する通知等)

第三十条の十二 (略)

2 第二十九条の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(投票所における投票)

第四十四条 (略)

2 同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が、従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合においては、前項の選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示しなければならない。

(投票箱等の送致)

第五十五条 投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、投票の当日、その投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

(繰上投票)

第五十六条 島その他交通不便の地について、投票の当日に投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、都道府県の選挙管理委員会）は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

○ 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）（抄）

第九条 この法律に基づく不服申立ては、他の法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、書面を提出しなければならない。

2 不服申立書は、異議申立ての場合を除き、正副二通を提出しなければならない。

第十七条 (略)

2 前項の場合には、処分庁は、直ちに、審査請求書の正本又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）を審査庁に送付しなければならない。

3 (略)

第十八条 審査請求をすることができる処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）につき、処分庁が誤つて審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、すみやかに、審査請求書の正本及び副本を処分庁又は審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により処分庁に審査請求書の正本及び副本が送付されたときは、処分庁は、すみやかに、その正本を審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 (略)

4 前三項の規定により審査請求書の正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書が審査庁に送付されたときは、はじめから審査庁に審査請求がされたものとみなす。

第二十二条 審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

2 (略)

3 処分庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、審査請求の全部を容認すべきときは、この限りでない。

第五十二条 (略)

2 第二節(第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十六条から第二十条まで、第二十四条、第三十四条、第三十五条、第四十条、第四十一条第二項並びに第四十三条を除く。)の規定は、不作為についての審査請求に準用する。

第五十六条 第二節(第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第二十三条を除く。)の規定は、再審査請求に準用する。

第五十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により不服申立書の提出があつた場合において、当該処分が審査請求をすることができる処分であるとき(異議申立てをすることもできる処分であるときを除く。)は、処分庁は、すみやかに、当該不服申立書の正本を審査庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。

4 前項の規定により不服申立書の正本が送付されたときは、はじめから当該審査庁又は行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

○ 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)

(住民基本台帳の作成)

第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 (略)

3 市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

第三章 戸籍の附票

(戸籍の附票の作成)

第十六条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

2 市町村長は、政令で定めるところにより、前項の戸籍の附票を磁気ディスクをもつて調製することができる。

(都道府県知事の事務)

第三十条の七 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 区域内の市町村の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 (略)

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第五号において「他の都道府県の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 他の都道府県の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 (略)

6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 (略)

(都道府県における本人確認情報の利用)

第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 (略)

2 (略)

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

第四章 法務省関係

○ 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）（抄）

第二十一条 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ地図若クハ建物所在図若クハ登記簿ノ附属書類中地積ノ測量図、建物ノ図面其他ノ図面（以下本条ニ於テ地積測量図等ト称ス）ノ全部若クハ一部ノ写ノ交付ヲ請求シ又登記簿、地図若クハ建物所在図又ハ登記簿ノ附属書類（地積測量図等以外ノモノニ在リテハ利害ノ関係アル部分ニ限ル）ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

②・③（略）

第五十一条ノ三 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ前条第一項ノ登記簿ニ記録シタル事項ノ全部又ハ一部ヲ証明シタル書面（以下登記事項証明書ト称ス）ノ交付ヲ請求シ又手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ登記事項証明書ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

②・③（略）

⑤ 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ前条第一項ノ登記簿ニ記録シタル事項ノ摘要ヲ記載シタル書面ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）

第四十条 外国に在る日本人は、この法律の規定に従つて、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事に届出をすることができる。

第四十一条 外国に在る日本人が、その国の方式に従つて、届出事件に関する証書を作らせたときは、三箇月以内にその国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出しなければならない。

② 大使、公使又は領事がその国に駐在しないときは、三箇月以内に本籍地の市町村長に証書の謄本を発送しなければならない。

第四十七条 届出人の生存中に郵送した届書は、その死亡後であっても、市町村長は、これを受理しなければならない。

② 前項の規定によつて届書が受理されたときは、届出人の死亡の時に届出があつたものとみなす。

○ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）

第十二条の二 1～8（略）

9 第一項及び第三項の規定による証明並びに前項の規定による証明及び証明の請求は、法務省令で定めるところにより、登記官が使用する電子計

算機と請求をする者が使用する電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法その他の方法によつて行うものとする。

(登記事項の摘要を記載した書面の交付)

第百十三条の三 何人でも、手数料を納付して、前条第一項の登記簿に記録されている事項の摘要を記載した書面の交付を請求することができる。

(登記事項証明書の交付等)

第百十三条の四 何人でも、手数料を納付して、第百十三条の二第一項の登記簿に記録されている事項を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求し、又は手数料のほか郵送料を納付して、登記事項証明書の送付を請求することができる。

2 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所に備えられた登記簿に記録されている事項を証明した登記事項証明書の交付の請求は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においてもすることができる。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

5 登記事項証明書は、第三十八条第二項、第六十七条第三号(第七十七条において準用する場合を含む。)及び第百四条第三項の規定並びに民事訴訟法(平成八年法律第百九号)、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

○ 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)(抄)
(登記ファイルに記録されている事項を証明した書面)

第三条 何人でも、手数料を納付して、登記官に対し、前条第一項の登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができる。

2 何人でも、手数料のほか郵送料を納付して、前項の書面の送付を請求することができる。

○ 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年六月十二日法律第百四号)(抄)
(手数料の納付)

第十六条 次に掲げる者は、物価の状況、債権の個数及び債権譲渡登記の存続期間に応じた登記に要する実費並びに登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一 債権譲渡登記、質権設定登記、延長登記又は抹消登記を申請する者

二 登記事項概要証明書又は登記事項証明書の交付を請求する者

○ 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）（抄）
（手数料）

第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書 of 交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数を納めなければならない。

一 登記を囑託する者

二 登記を申請する者

三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者

○ 人権擁護法（平成十四年法律第 号）（抄）

（委員長及び委員の任命）

第九条 委員長及び委員は、人格が高潔で人権に関して高い識見を有する者であつて、法律又は社会に関する学識経験のあるものの中から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2（略）

（勧告）

第六十条 人権委員会は、特別人権侵害が現に行われ、又は行われたと認める場合において、当該特別人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、理由を付して、当該行為をやめるべきこと又は当該行為若しくはこれと同様の行為を将来行わないことその他被害の救済又は予防に必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2・3（略）

（資料の閲覧及び謄抄本の交付）

第六十二条 人権委員会は、第六十条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る特別人権侵害の被害者若しくはその法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、人権委員会が保有する当該特別人権侵害に関する資料の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の申出があるときは、当該被害者の権利の行使のため必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、関係者の権利利益その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本を交付することができる。

2 人権委員会は、前項の規定により資料の閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本の交付をした場合において、当該被害者が当事者となっている当該特別人権侵害に関する請求に係る訴訟の相手方若しくはその法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該資料の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の申出があるときは、申出をした者にその閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3（略）

(人権委員会に対する報告)

第六十八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、毎年、それぞれ労働関係特別人権侵害及び船員労働関係特別人権侵害に関する事務の処理状況についての報告書を作成し、人権委員会に送付しなければならない。

(勧告及びその公表)

第七十二条 第六十条及び第六十一条の規定は、労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、第六十条第一項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第三項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、第六十一条第一項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項において読み替えて準用する第六十条第一項の規定による勧告をしたときは、人権委員会に対し、速やかにその旨を通知するとともに、厚生労働大臣が保有する当該勧告に係る労働関係特別人権侵害に関する資料の写しを送付するものとする。

(資料の閲覧及び謄抄本の交付等)

第七十三条 第六十二条の規定は、労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、同条第五項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勧告及びその公表)

第七十八条 第六十条及び第六十一条の規定は、船員労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、第六十条第一項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第三項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、第六十一条第一項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と読み替えるものとする。

2 国土交通大臣は、前項において読み替えて準用する第六十条第一項の規定による勧告をしたときは、人権委員会に対し、速やかにその旨を通知するとともに、国土交通大臣が保有する当該勧告に係る船員労働関係特別人権侵害に関する資料の写しを送付するものとする。

(資料の閲覧及び謄抄本の交付等)

第七十九条 第六十二条の規定は、船員労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、同条第五項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大

臣」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(規則制定権)

第八十五条 人権委員会は、その内部規律、人権救済手続その他所掌事務に関し必要な事項について人権委員会規則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から同年七月三十一日までの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 第九条第一項の規定による人権委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2・3 (略)

(国家行政組織法の一部改正)

第六条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一 法務省の項中「公安審査委員会」を「公安審査委員会
人権委員会」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 公安調査庁（第二十九条）」を「第四節 人権委員会（第二十九条）」に改める。

第四条第二十六号中「人権侵犯事件に係る調査並びに」を「第五節 公安調査庁（第三十条）
八号中「人権擁護委員」の下に「の委嘱、養成及び活動の充実」を加え、同条第二十九号を次のように改める。

二十九 削除

第十八条第一項中「及び第二十六号から第三十一号まで」を「、第三十号及び第三十一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 地方法務局は、前条第一項に規定する事務のほか、人権擁護法（平成十四年法律第 号）第十六条第三項の政令で定めるところにより地方法務局に属させられた事務をつかさどる。

2 地方法務局は、前項に規定する地方法務局に属させられた事務については、人権委員会の指揮監督を受けるものとする。

第二十六条中「公安審査委員会」を「公安審査委員会
人権委員会」に改める。

第二十九条を第三十条とする。

第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 人権委員会

第二十九条 人権委員会については、人権擁護法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
（国土交通省設置法の一部改正）

第八条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第四号中「（平成十三年法律第百十二号）」の下に「、人権擁護法（平成十四年法律第 号）」を加える。

第五章 外務省関係

○ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）

第三条 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内において都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館（領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。）に出頭の上領事官（領事館の長をいう。以下同じ。）に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。

一 一般旅券発給申請書

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

三 申請者の写真

四 渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とされる者にあつては、その書類

五 前各号に掲げるものを除くほか、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類

六 その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類

2 前項第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出することを要しない。ただし、第一号に該当する場合において、国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣。以下この条において同じ。）が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第十条の二の規定に基づき前項の申請をするとき。

二 外務省令で定める場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実が明らかであると認めるとき。

3 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住

所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 第一項の一般旅券の発給の申請に係る書類及び写真の提出は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じてすることができる。

一 申請者の配偶者又は二親等内の親族

二 前号に掲げる者のほか、申請者の指定した者（当該申請者のために書類及び写真を提出することが適当でない者として外務省令で定めるものを除く。）

第五条 外務大臣又は領事官は、第三条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域以外のすべての地域を渡航先として記載した有効期間が十年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を五年とする。

一 有効期間が五年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合

二 二十歳未満の者である場合

2 外務大臣又は領事官は、前条ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するとき、又は第十三条第一項各号のいずれかに該当する者に対し一般旅券を発行するときは、前項の一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を十年（当該一般旅券の発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）未満とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、外務大臣又は領事官は、第一項の外務大臣が指定する地域へ渡航しようとする者が第三条の規定による発給の申請をする場合には、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が同項第二号に掲げる場合に該当するときは、五年）の一往復用の一般旅券を発行するものとする。ただし、外務大臣が適当と認めるときは、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）以下の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

第七条 第五条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。ただし、第三条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務大臣が当該申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。

2 前項の場合において、病気、身体の障害、交通至難の事情等真にやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が人違いでないことが明らかであるときは、都道府県知事、外務大臣または領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の出頭を求めることなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適当な方法により一般旅券を交付することができる。

3 第五条の二の規定により発行された公用旅券は、国内においては各省各庁の長を通じて外務大臣が、国外においては領事官が当該公用旅券の発給を受ける者に交付する。

第二十一条の二 この法律に規定する外務大臣の一般旅券に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととする

ができる。

第二十一条の三 第三条、第七条第一項及び第二項、第八条第一項及び第三項、第九条第一項ただし書及び第四項、第十条第一項及び第三項、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十九条第五項及び第六項規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 【地方公共団体の法人格、事務、地方自治行政の基本原則】

①～⑧ （略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって国においてその適正な処理を得に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩～⑰ （略）

第六章 財務省関係

○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第二十一条 財務大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府を除く。）、内閣府及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならぬ。

第二十七条 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の一月中に、国会に提出するのを常例とする。

第二十八条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

一 歳入予算明細書

二 各省各庁の予定経費要求書等

三 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表
四 国庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書

五 国債及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調書

六 国有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

七 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書

八 国庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進捗状況等に関する調書

九 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進捗状況等に関する調書

十 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類

第二十九条 内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

一 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合

二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

第三十条 内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

② 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

第三十六条 （略）

② （略）

③ 内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。

④ （略）

第三十九条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。

第四十条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

② 前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附する。

第六条 歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、政令で定めるものを除き、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

②（略）

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④（略）

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九条の五 第二十九条の三第一項、第三項又は第五項の規定による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときに除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

②（略）

第二十九条の八（略）

② 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

○ 国有財産法（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号）（抄）

（境界確定の協議）

第三十一条の三 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。

2（略）

3 第一項の協議がととのつた場合には、各省各庁の長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。

4（略）

（台帳）

第三十二条 衆議院、参議院、内閣（内閣府を除く。）、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下「各省各庁」という。）は、第三条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。ただし、部局等の長において、国有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等ごとに、これを備え、各省各庁には、その総括簿を備えるものとする。

2 各省各庁の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所屬に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基く變動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載しなければならない。

(増減及び現在額報告書、総計算書)

第三十三条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額の報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産増減及び現在額報告書に基き、国有財産増減及び現在額総計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産増減及び現在額総計算書を第一項の国有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十四条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在額総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産増減及び現在額総計算書には、会計検査院の検査報告の外、国有財産の増減及び現在額に関する説明書を添附する。

(無償貸付状況報告書、総計算書)

第三十六条 各省各庁の長は、毎会計年度末において第二十二条第一項の規定(第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。)により無償貸付をした国有財産につき、毎会計年度末における国有財産無償貸付状況報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産無償貸付状況報告書に基き、国有財産無償貸付状況総計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産無償貸付状況総計算書を、第一項の各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十七条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産無償貸付状況総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産無償貸付状況総計算書には、会計検査院の検査報告の外、国有財産の無償貸付状況に関する説明書を添附する。

(適用除外)

第三十八条 本章の規定は、公共の用に供する財産で政令で定めるものについては、これを適用しない。

○ 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)
(目的)

第一条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことに
より、対外取引の正常な発展を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその附属の島をいう。

二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

三・四 (略)

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があるか否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 十六 (略)

2 居住者又は非居住者の区別が明白でない場合については、財務大臣の定めるところによる。

(支払等)

第十六条 主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは、当該支払等が、これらと同一の見地から許可又は承認を受ける義務を課した取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

2 前項に定める場合のほか、主務大臣は、我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要があると認めるときは、当該支払が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは承認を受ける義務を課することができることとされている取引又は行為に係る支払である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者に対して支払をしようとする居住者に対し、これらの支払について、許可を受ける義務を課することができる。

3 前二項に定める場合のほか、主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該支払等が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは承認を受ける義務を課することができることとされている取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

4 前三項の規定により許可を受ける義務を課することができることとされる支払等についてこれらの規定の二以上の規定により許可を受ける義務が課された場合には、当該支払等をしようとする者は、政令で定めるところにより、当該二以上の規定による許可の申請を併せて行うことができる。この場合において、主務大臣は、当該申請に係る支払等について許可を受ける義務を課することとなつた事情を併せ考慮して、許可をするかどうかを判断するものとする。

5 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、取引又は行為を行うことにつき許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課されているときは、政令で定める場合を除き、当該許可若しくは承認を受けないで、又は当該届出をしないで当該取引又は行為に係る支払等をしてはならない。

(資本取引の定義)

第二十条 資本取引とは、次に掲げる取引又は行為（第二十六条第一項各号に掲げるものが行う同条第二項に規定する対内直接投資等に該当する行為を除く。）をいう。

一 居住者と非居住者との間の預金契約（定期積金契約、掛金契約、預け金契約その他これらに類するものとして政令で定めるものを含む。第四号、次条第三項及び第五十五条の三第一項において同じ。）又は信託契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下この条、次条第三項及び第五十五条の三第一項において「債権の発生等に係る取引」という。）

二 居住者と非居住者との間の金銭の貸借契約又は債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引

三 居住者と非居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引

四 居住者との居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は対外支払手段若しくは債権その他の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

五 居住者による非居住者からの証券の取得（これらの者の一方の意思表示により、居住者による非居住者からの証券の取得が行われる権利の当該一方の者による取得を含む。）又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡（これらの者の一方の意思表示により、居住者による非居住者に対する証券の譲渡が行われる権利の当該一方の者による取得を含む。）

六 居住者による外国における証券の発行若しくは募集若しくは本邦における外貨証券の発行若しくは募集又は非居住者による本邦における証券の発行若しくは募集

七 非居住者による本邦通貨をもつて表示され又は支払われる証券の外国における発行又は募集

八 居住者と非居住者との間の金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引

九 居住者その他の居住者との間の金融指標等先物契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引又は金融指標等先物契約（外国通貨の金融指標（金融先物取引法第二条第三項に規定する金融指標をいう。）に係るものに限り。）に基づく本邦通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

十 居住者による外国にある不動産若しくはこれに関する権利の取得又は非居住者による本邦にある不動産若しくはこれに関する権利の取得

十一 第一号及び第二号に掲げるもののほか、法人の本邦にある事務所と当該法人の外国にある事務所との間の資金の授受（当該事務所の運営に必要な経常的経費及び経常的な取引に係る資金の授受として政令で定めるものを除く。）

十二 前各号のいずれかに準ずる取引又は行為として政令で定めるもの

○ 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）（抄）

（政府契約の必要的内容事項）

第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、左に掲げる事項を書面により明らかにしなければならない。但し、他の法令により契約書の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

二 対価の支払の時期

三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

四 契約に関する紛争の解決方法

（給付の完了の確認又は検査の時期）

第五条 前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。

2 国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、国は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、国が相手方からは是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

（支払の時期）

第六条 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求書を受理した日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

2 国が相手方の支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求書を相手方に返付することができる。この場合においては、当該請求書を返付した日から国が相手方の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。但し、その請求書の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失による場合は、適法な支払請求書の提出があつたものとしなないものとする。

（定をしなかつた場合）

第十条 政府契約の当事者が第四条但書の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から十日以内の日、同条第二号の時期は、相手方が請求書を提出した日から十五日以内の日と定めたものとみなし、同条第三号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第八条の計算の例に準じ同条第一項の

財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第四条但書の場合を除き同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

○ 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（抄）

（予算執行職員の義務及び責任）

第三条 予算執行職員は、法令に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。

2・3 （略）

（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）

第四条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたことを認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

2・6 （略）

（再検定）

第五条 会計検査院は、前条第一項の規定による予算執行職員の弁償責任の検定後において、その検定が不当であることを発見したとき、又は各省各庁の長若しくは予算執行職員がその責を免かれる理由があると信じ、その理由を明らかにする書類及び計算書を作製し、証拠書類を添えて再審の請求をしたときは、その都度再検定をしなければならない。但し、請求に基いて再検定をする場合において、当該請求が検定のあつた日から五年を経過した日後にされたときは、この限りでない。

2・5 （略）

（予算執行職員の弁償責任の転嫁）

第八条 予算執行職員は、その上司から第三条第一項の規定に違反すると認められる支出等の行為をすることの要求を受けたときは、書面をもつてその理由を明らかにし、当該上司を経て任命権者（当該上司が任命権者（宮内庁長官及び外局の長であるものを除く。）である場合にあっては直ちに任命権者、当該上司が宮内庁長官又は外局の長である任命権者である場合にあっては各省各庁の長）にその支出等の行為をすることができない旨の意見を表示しなければならない。

2・3 （略）

（公庫等の予算執行職員に対する準用）

第九条 （略）

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条から前条までの規定は、前項の公庫等予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受

けない公庫等予算執行職員については、第六条第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3（5）（略）

○ 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）（抄）

第四条（略）

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、前条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。
（財務諸表の作成、提出等）

第十八条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後一月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3（略）

（決算報告書の作成、提出等）

第十九条 公庫は、決算完結後第五条第四項及び第九条第一項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、前条第一項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2（略）

3 公庫は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4（略）

（決算報告書等の国会への提出）

第二十一条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第十九条第一項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

(納付の手續)

第九条の四 関税(郵便物に係る関税を除く。以下この条において同じ。)を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書(納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書)を添えて、これを日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)又はその関税の収納を行う税関職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

○ 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)(抄)

(国税収納金整理資金受払計算書)

第十六条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、国税収納金整理資金受払計算書を作製しなければならない。

2 内閣は、前項の国税収納金整理資金受払計算書を、翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

3 内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た国税収納金整理資金受払計算書を、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)(抄)

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

○ 物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）（抄）

（国会への報告等）

第三十八条 財務大臣は、前条の報告書に基づき、物品増減及び現在額総計算書を作成しなければならない。

2 （略）

3 内閣は、第一項の物品増減及び現在額総計算書に基づき、毎会計年度間における物品の増減及び毎会計年度末における物品の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

○ 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（抄）

（納入の告知及び督促）

第十三条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（申告納付に係る債権その他の政令で定める債権を除く。）について、履行を請求するため、会計法第六条の規定によるもののほか、政令で定めるところにより、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

2 （略）

第三十五条 契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができ、場合その他政令で定める場合を除き、次に掲げる事項についての定をしなければならない。ただし、当該事項について他の法令に規定がある場合は、その事項については、この限りでない。

一（三）（略）

四 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

五 （略）

（債権現在額報告書）

第三十九条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の毎年度末における現在額（政令で定める債権については、翌年度の四月三十日までに消滅した額を除く。）の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。（国会への報告等）

第四十条 財務大臣は、前条の報告書に基づき、債権現在額総計算書を作成しなければならない。

2 （略）

3 内閣は、第一項の債権現在額総計算書に基づき、毎年度末における国の債権の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

○ 農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭和三十六年法律第二百三十三号）（抄）

（資金の増減及び現在額計算書）

第八条 農林水産大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合には、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 （略）

○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

（納付の手続）

第三十四条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行なう代理店を含む。）、郵便局又はその国税の収納を行なう税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

（審査請求書の記載事項等）

第八十七条 審査請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一、四 （略）

2・3 （略）

4 審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。

（答弁書の提出等）

第九十三条 （略）

2 （略）

3 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（納税地）

第八条 （略）

2 第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十六条第一項（還付）に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一五（略）

（現金納付）

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

（印紙納付）

第二十二条 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

（嘱託登記等の場合の納付）

第二十三条 官庁又は公署が別表第一一号から第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が三万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

（課税標準及び税額の認定）

第二十六条

2 前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差額に相当する登録免許税を国に納付し、その納付に係る領収証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。

○ 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）（抄）
（検査自動車についての印紙納付）

第八条 自動車検査証の交付等を受ける者は、その自動車検査証の交付等を受ける時までに、当該検査自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する金額の自動車重量税印紙を政令で定める書類にはり付けて、当該自動車検査証の交付等を行う国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長若しくは陸運支局長又は協会に提出することにより、自動車重量税を国に納付しなければならない。

（届出軽自動車についての印紙納付）

第九条 車両番号の指定を受ける者は、その車両番号の指定を受ける時までに、当該届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する金額の自動車重量税印紙を政令で定める書類にはり付けて、当該車両番号の指定を行う地方運輸局長又はその権限の委任を受けた陸運支局長に提出することにより、自動車重量税を国に納付しなければならない。

（現金納付）

第十条 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、自動車重量税を金銭で納付することにつき特別の事情があると国土交通大臣、地方運輸局長若しくは陸運支局長又は協会（以下「国土交通大臣等」という。）が認めた場合その他政令で定める場合には、前二条の規定にかかわらず、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を政令で定める書類に添付して、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行う国土交通大臣等に提出することができる。

○ 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）（抄）

（運用実績の報告）

第四条 財務大臣は、第二条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金について、毎会計年度における運用の実績を当該運用対象区分ごとに明らかにした書類（以下「運用実績報告書」という。）を翌年度の七月三十一日までに作成しなければならない。

2 内閣は、財政融資資金特別会計の歳入歳出決算を会計検査院に送付し、及び会計検査院の検査を経た当該歳入歳出決算を国会に提出する場合には、当該歳入歳出決算に財政融資資金に係る運用実績報告書を添付しなければならない。

（準用）

第五条 第二条第一項及び前二条の規定は、郵便貯金法（昭和二十二年法律第一百四十四号）第六十八条の三第一項（同項第三号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第十九号に係るものに限る。）及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項（同項第四号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第二十号に係るものに限る。）の規定に基づき毎会計年度新たに運用する郵便貯金特別会計の郵便貯金資金（以下「郵便貯金資金」という。）及び簡易生命保険特別会計の積立金（以下「簡保積立金」という。）のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて準用する。この場合において、第二条第一項中「資金法」とあるのは「郵便貯金法（昭和二十二年法律第一百四十四号）第六十八条の三第一項（同項第三号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第十九号に係るものに限る。）及び簡易生命保険

の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項（同項第四号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第二十号に係るものに限る。）と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金（以下「郵便貯金資金」という。）及び簡易生命保険特別会計の積立金（以下「簡保積立金」という。）」と、「運用対象区分ごと」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金の別」と、第三条中「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「それぞれ」と、前条第一項中「財務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金」と、「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「それぞれ」と、「翌年度の七月三十一日までに作成」とあるのは「作成し、翌年度の七月三十一日までに財務大臣に送付」と、同条第二項中「財政融資資金特別会計」とあるのは「郵便貯金特別会計又は簡易生命保険特別会計」と、「当該」とあるのは「これらの」と、「財政融資資金」とあるのは「それぞれ郵便貯金資金又は簡保積立金に」と読み替えるものとする。

附則

1 3 （略）

4 第五条の規定は、郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）附則第九条の規定に基づき平成十五年度までの間毎会計年度新たに運用する簡保積立金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて適用する。この場合において、第五条中「限る。」及び「とあるのは「限る。」並びに」と、「の規定に基づき」とあるのは「及び郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）附則第九条の規定に基づき」と、「第二十号に係るものに限る。」とあるのは「第二十号に係るものに限る。」及び郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）附則第九条」と、「簡保積立金の別」とあるのは「簡保積立金の別」、かつ、運用対象区分（運用対象を、郵政事業特別会計と地方公共団体に区分した区分をいう。）ごと」と、「第三条中「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「とあるのは「第三条中」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「当該運用対象区分」と、「それぞれ」と、前条第一項」とあるのは「それぞれ」と、「当該運用対象区分」と、前条第一項」と、「総務大臣」と、「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「総務大臣」とと、「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「実績を」と、「それぞれ」と、「翌年度」とあるのは「「実績をそれぞれ」と、「翌年度」とする。

○ 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）
（電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）

第三条 税関長は、関税等の納付に関する申告その他の政令で定める手続（以下「申告等」という。）又は申告等に対する処分の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる。

2 4 （略）

○ 決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）（抄）

（資金からの歳入への組入れ）

第七条 資金に属する現金は、各会計年度の一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなる場合に限り、当該年度の翌年度七月三十一日まで、当該不足を生ずることとなる額（以下「決算上不足額」という。）を補てんするため、その全部又は一部を当該不足を生ずることとなる会計年度の一般会計の歳入に組み入れるものとする。

2 （略）

（資金からの歳入組入れに関する調書）

第九条 財務大臣は、第七条第一項の規定により資金に属する現金を歳入に組み入れたときは、その調書を作成しなければならない。

2 内閣は、前項の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。

3 （略）

（資金に係る計算書）

第十条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金に属する現金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。

2 （略）

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合には、第一項の計算書を添付しなければならない。

○ 中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）（抄）

（特定保険等業務に関する予算等）

第二十六条 （略）

2、4 （略）

5 内閣は、特定保険等業務に関する予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その特定保険等業務に関する予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

6 前項の規定により国会に提出する特定保険等業務に関する予算には、第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

7、23 （略）

（特定保険等業務に関する財務諸表、決算報告書等の作成等）

第三十一条 事業団は、毎事業年度、特定保険等業務に関し、財務諸表を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、特定保険等業務に関する決算の完結後一月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る財務諸表を官報に公告し、かつ、当該承認に係る財務諸表及び附属明細書並びに特定保険等業務に関する業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 (略)

4 事業団は、特定保険等業務に関する決算の完結後第二十六条第十項及び第十七項に規定する特定保険等業務に関する予算の区分に従い、毎事業年度の特定保険等業務に関する決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第一項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

5 (略)

6 事業団は、第四項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

7・8 (略)

9 内閣は、会計検査院の検査を経た特定保険等業務に関する決算報告書に第四項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

○ 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）（抄）

（予算）

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5・6 (略)

第三十一条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、四 (略)

（財務諸表等）

第四十条 国際協力銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、財務大臣に届け出なければならない。

2 国際協力銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに

同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 国際協力銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4・5 (略)

- 第四十三条 国際協力銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第四十条第一項の規定により財務大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、財務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

- 3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

- 4 国際協力銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5・6 (略)

○ 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）（抄）

（予算）

第二十八条 (略)

2・3 (略)

- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 (略)

- 第二十九条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、四 (略)

（財務諸表等）

- 第三十八条 日本政策投資銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、これを財務大臣に届け出なければならない。

- 2 日本政策投資銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 日本政策投資銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 (略)

第四十条 日本政策投資銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第三十八条第一項の規定により財務大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4 日本政策投資銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 (略)

○ 貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）（抄）

（資金の増減及び現在額計算書）

第十三条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合には、前項の計算書を添付しなければならない。

3 (略)

第七章 厚生労働省関係

○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）

第二条 (略)

②③⑥ (略)

⑦ この法律で電子情報処理組織とは、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十六条の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

⑧・⑨ (略)

第五条 (略)

② 獣畜及び家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品（以下この項において「獣畜の肉等」という。）は、輸出国の政府機関によって発行され、かつ、前項の厚生労働省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した獣畜又は家きんの肉若しくは臓器又はこれらの製品でない旨その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「衛生事項」という。）を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて第二条第七項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りではない。

第十五条（略）

② 厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第六条に規定する食品に該当するものを製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

③ 厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第六条に規定する食品に該当するおそれがあると認められるものを輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

④ 前三項の命令を受けた者は、当該検査を受け、その結果についての通知を受けた後でなければ、当該食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

⑤（略）

第十六条 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、そのつど厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十六条の二 厚生労働大臣は、前条の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

② 厚生労働大臣は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出た者に対する当該届出に係る食品、添加物、器具又は容器包装についての第十五条第二項又は第三項の規定による検査の命令の通知及び同条第四項の規定による当該検査の結果の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

③ 前二項の規定により行われた届出又は命令の通知若しくは結果の通知は、第二条第七項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に厚生労働省に到達し、又は厚生労働省から発せられたものとみなし、命令の通知又は結果の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力

に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

別表第一（第二条関係）

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）
- 二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）
- 三 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）
- 四 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）
- 五 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）
- 六 労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二百二十六号）
- 七 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
- 八 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号。第十条の二及び第十八条の規定に限る。）
- 九 最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）
- 十 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）
- 十一 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）
- 十二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）
- 十三 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）
- 十四 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）
- 十五 雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）
- 十六 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。第二十五条の規定に限る。）
- 十七 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百十八号）
- 十八 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十七号）
- 十九 雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）
- 二十 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）
- 二十一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）
- 二十二 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）
- 二十三 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）

- 二十の四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）
- 二十の五 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号。第四十一条及び第四十四条の規定に限る。）
- 二十の六 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）
- 二十の七 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）
- 二十の八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）
- 二十の九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
- 二十の十 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号。第十六条（第十八条の規定により読み替える場合を含む。）及び第二十条の規定に限る。）
- 二十の十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）
- 二十の十二 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）
- 二十の十三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）
- 二十の十四 介護労働者の雇用の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）
- 二十の十五 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）
- 二十の十六 短時間労働者の雇用の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）
- 二十の十七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）
- 二十の十八 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。第十三条の規定に限る。）
- 二十一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二十二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 二十三 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）
- 二十四 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）
- 二十五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 二十六 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）
- 二十七 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）
- 二十八 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）
- 二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）
- 三十 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）

三十一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

三十二 前各号に掲げる法律に基づく命令

三十三 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号。前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）

第八章 農林水産省関係

○ 植物防疫法（昭和二十六年法律第五十一号）（抄）

第二条（略）

2・4（略）

5 この法律で「電子情報処理組織」とは、植物防疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第八条第一項の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第六条（略）

一（略）

二 農林水産省令で定める国から輸入する植物及びその容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて第二条第五項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの

2・6（略）

第八条 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物又は輸入禁止品及び容器包装につき、原状のままで、植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物（農林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。本条及び次条において同じ。）があるかどうかについての検査を受けなければならない。ただし、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

2・7（略）

第九条 前条の規定による検査の結果、検疫有害動植物があつた場合は、植物防疫官は、その植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2・3（略）

4 前条の規定による検査の結果、当該植物及び容器包装が第六条第一項及び第二項の規定に違反せず、輸入禁止品に該当せず、かつ、これに検疫有害動植物がないと認めたときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしなければならない。

第九条の二 植物防疫所長は、第八条第一項の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 植物防疫官は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出て、当該届出に係る植物又は輸入禁止品及び容器包装につき植物防疫官の検査を受けた者に対する前条第一項の規定による消毒又は廃棄の命令の通知及び同条第四項の規定による当該検査に合格した旨の証明の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 前二項の規定により行われた届出又は命令の通知若しくは証明の通知は、第二条第五項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に植物防疫所に到達し、又は植物防疫官から発せられたものとみなし、命令の通知又は証明の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

4 農林水産大臣は、第二条第五項の電子計算機を使用する植物防疫所を告示するものとする。

○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（抄）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「電子情報処理組織」とは、動物検疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第四十条第一項の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三十七条（略）

2（略）

一（略）

二 農林水産省令で定める国から輸入する指定検疫物について、前項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて第二条第三項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合

第四十六条の二 動物検疫所長は、第四十条第一項の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 農林水産大臣、動物検疫所長又は家畜防疫官は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出て、当該届出に係る指定検疫物につき家畜防疫官の検査を受ける者に対する第四十条第四項の規定による指示の通知又は当該届出に係る指定検疫物その他の物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する前条第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第二項若しくは第三項、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十六条第二項の規定による指示の通知、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十一条第一項ただし書若しくは第三項、第二十三条第二項若しくは第二十四条ただし書の規定による許可の通知若しくは前条第一項の規定により読み替えて適用する第六条第一項、第十七条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは前条第二項若しくは第三項の規定による命令の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 動物検疫所長又は家畜防疫官は、第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出て、当該届出に係る指定検疫物その他の物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付又は当該届出に係る動物の所有者に対する前条第一項の規定により読み替えて適用する第八条の規定による証明書の交付については、当該交付に代えて、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して証明の通知を行うことができる。

4 前三項の規定により行われた届出又は指示の通知、許可の通知、命令の通知若しくは証明の通知は、第二条第三項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に動物検疫所に到達し、又は農林水産大臣、動物検疫所長若しくは家畜防疫官から発せられたものとみなし、指示の通知、許可の通知、命令の通知又は証明の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

5 農林水産大臣は、第二条第三項の電子計算機を使用する動物検疫所を告示するものとする。

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）

第四十五条 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品種登録簿に登録する。

一 育成者権の設定、移転、消滅又は処分の制限

二 専利用権又は通常利用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 育成者権、専利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 品種登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

3 この法律に定めるもののほか、品種登録及び品種登録簿に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四十六条 何人も、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。

一 品種登録出願及び登録品種に関する証明の請求

二 品種登録簿の謄本若しくは抄本又は品種登録簿のうち磁気ディスクをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

三 品種登録簿又は第五条第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料（農林水産大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く。）の閲覧又は謄写の請求

2 品種登録簿又は第五条第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）
（優先権）

第二十七条 鉱業権の設定の出願をした土地の区域（以下「鉱業出願地」という。）が重複するときは、その重複する部分については、願書の発送の日時が先である者が鉱業権の設定について優先権を有する。

2・3 （略）

○ 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）（抄）

（前払式割賦販売業の許可）

第十一条 指定商品を引き渡すに先立つて購入者から二回以上にわたりその代金の全部又は一部を受領する第二条第一項第一号に規定する割賦販売（以下「前払式割賦販売」という。）は、経済産業大臣の許可を受けた者でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一 三 （略）

（許可の申請）

第十二条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 本店その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

三 資本又は出資の額及び役員の氏名

四 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類

2・3 （略）

（割賦購入あつせん業者の登録）

第三十一条 第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんは、経済産業省に備える割賦購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法人（以下「登録割賦購入あつせん業者」という。）でなければ、業として営んではならない。ただし、第八条第四号の団体については、この限りでない。

（登録の申請）

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 本店その他の営業所の名称及び所在地

三 資本又は出資の額及び役員の氏名

2・3 (略)

○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）

（回路配置利用権の設定の登録）

第三条 (略)

2 設定登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 申請の年月日

三 回路配置について業として前条第三項第二号に掲げる行為をしている場合にあつては、その行為を最初にした年月日

四 回路配置の創作をした者の氏名又は名称及び住所又は居所

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3 (略)

○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

（手数料）

第四十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者

二 第十二条第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求する者

三 第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者

四 第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者

2・8 (略)

（特許法の準用等）

第四十一条 (略)

2 特許法第七条、第八条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第三項（第三号を除く。）及び第四項、第十八条第一項、第十八条の

二から第二十一条まで並びに第二十六条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続に準用する。

3・5 (略)

○ 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

（手続の効力の承継）

第二十条 特許権その他特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

（特許原簿への登録）

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 （略）

（特許出願）

第三十六条 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 発明者の氏名及び住所又は居所

2 願書には、明細書、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

3・6 （略）

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記載した発明の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

（特許権の設定の登録）

第六十六条 （略）

2・4 （略）

5 特許庁長官は、特許掲載公報の発行の日から五月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

6 （略）

（特許料）

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に

従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金 額
第一年から 第三年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき千六百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六百円に一請求項につき三千二百円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき六千四百円を加えた額

2 6 (略)

(特許料の追納)

第百十二条 特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができなときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

2 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。

3 6 (略)

(手数料)

第百九十五条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第四条、第五条第一項若しくは第百八条第三項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者
- 二 特許証の再交付を請求する者

- 三 第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
- 四 第八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付を請求する者
- 2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 3 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添付した明細書についてした補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならぬ。
- 4 10 (略)

○ 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）

（実用新案原簿への登録）

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

- 一 実用新案権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限
- 二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 2・3 (略)

（手数料）

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項、第三十二条第三項若しくは第四十五条第二項において準用する同法第四条の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者
- 二 第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
- 三 実用新案登録証の再交付を請求する者
- 四 次条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 次条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 次条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 10 (略)

○ 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号) (抄)

(意匠原簿への登録)

第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 意匠権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

(手数料)

第六十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者

二 第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

三 第十七条の四、第四十三条第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

四 意匠登録証の再交付を請求する者

五 第六十三条第一項の規定により証明を請求する者

六 第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

七 第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者

八 第六十三条第一項の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 9 (略)

○ 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号) (抄)

(商標権の設定の登録)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報（以下「商標掲載公報」という。）の発行の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

5 (略)

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 第十八条、第二十六条から第二十八条の二まで、第三十二条から第三十三条の三まで、第三十五条及び第六十九条の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八条第二項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(商標原簿への登録の特例)

第六十八条の二十七 国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とする。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

(商標原簿への登録)

第七十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える商標原簿に登録する。

一 商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限

二 防護標章登録に基づく権利の設定、存続期間の更新、移転又は消滅

三 専用使用権又は通常使用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 商標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

(手数料)

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

二 第十七条の二第二項（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の四、第四十一条第二項（第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。）、第四十三条の四第三項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 第六十八条の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者

四 第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者

五 第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者

六 第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

七 商標登録証又は防護標章登録証の再交付を請求する者

八 第七十二条第一項の規定により証明を請求する者

九 第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

十 第七十二条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

十一 第七十二条第一項の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3（9）（略）

○ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）（抄）

(国際調査報告)

第八条（略）

2・3（略）

4 特許庁長官は、国際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

5（略）

(国際予備審査報告)

第十二条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

4 (略)

(手数料)

第十八条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者

二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者

三 第九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による請求をする者

四 国際予備審査の請求をする者

2、4 (略)

第十章 国土交通省関係

○ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(手数料の納付)

第二百二条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(第七号から第九号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会)に納めなければならない。

一 新規登録を申請する者

二 変更登録、移転登録又は第十六条第一項の抹消登録を申請する者

三 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者

四 回送運行許可証の交付を申請する者

五 登録事項等証明書交付を請求する者

六 自動車整備士の技能検定を申請する者

七 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者

- 八 自動車検査証返納証明書の交付を申請する者
- 九 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者
- 十 自動車又は特定装置の型式について指定を申請する者
- 十一 優良自動車整備事業者の認定を申請する者
- 十二 指定自動車整備事業の指定を申請する者

○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律百三十六号）

（手数料の納付）

第五十一条の三 次の各号の一に掲げる者（国及び独立行政法人（業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定確認機関の確認を受けようとする者にあつては、指定確認機関）に納付しなければならない。

- 一 第九条の二第四項の確認を受けようとする者
- 二 第十一条の登録を受けようとする者
- 三 法定検査又は第十七条の十九の検査を受けようとする者
- 四 海洋汚染防止証書又は臨時海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者（船級協会が船級の登録をした検査対象船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）
- 五 国際海洋汚染防止証書の交付を受けようとする者
- 六 第十九条の三第一項又は第十九条の四第一項の検査を受けようとする者
- 七 海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳、国際海洋汚染防止証書若しくは焼却設備検査証の再交付又は書換えを受けようとする者

第十一章 環境省関係

○ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）（抄）
（排出量等の把握及び届出）

第五条 （略）

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出（次条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。）は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に関し意見を付することができる。

（対応化学物質分類名への変更）

第六条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称（以下「対応化学物質分類名」という。）をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。

2・3 （略）

4 主務大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。

5 主務大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

6・7 （略）

8 第一種指定化学物質等取扱事業者は、毎年度、当該年度の前年度以前の各年度において第八条第一項の規定によりファイルに記録された対応化学物質分類名を維持する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨の請求を行わなければならない。

9 第四項から第七項までの規定は、前項の請求について準用する。この場合において、第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは、「第八項」と読み替えるものとする。

（開示請求権）

第十条 何人も、第八条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係る集計結果に集計されているファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2 （略）

（排出量等の開示義務）

第十一条 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

附則関係

○ 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

（外務員登録等）

第三十二条 証券取引法第六十四条から第六十四条の六まで（外務員登録、外務員登録の拒否、外務員の権限、外務員に関する届出事項、外務員に対する行政処分及び外務員登録の抹消）、第六十四条の八（登録手数料の納付）及び第六十四条の九（審査請求）の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「役員」とあるのは「国内における代表者若しくは支店に駐在する役員」と、同条第三項第一号中「その代表者」とあるのは「国内における代表者」と、同項第二号口中「営業所」とあるのは「支店」と、同号ハ中「役員」とあるのは「国内における代表者、役員」と、同法第六十四条の二第二項第二号中「第六十四条の五第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条の五第一項」と、同法第六十四条の四中「第六十四条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条第一項」と、同条第一号中「第六十四条第三項第二号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条第三項第二号イからハまで」と、同法第六十四条の五第一項第一号中「第六十四条の二第一項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条の二第一項各号」と、同法第六十四条の六第一号中「前条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する前条第一項」と、同法第六十四条の九中「第六十四条第三項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条第三項」と、「第六十四条の二第二項」とあるのは「同法第三十二条において準用する第六十四条の二第二項」と、「第六十四条の五第一項」とあるのは「同法第三十二条において準用する第六十四条の五第一項」と読み替えるものとする。